

まん延防止等重点措置

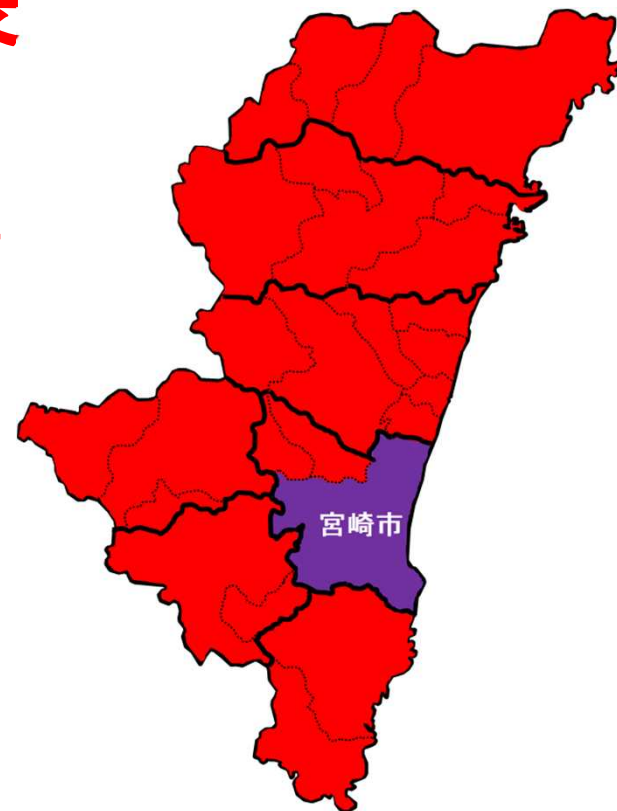
■本県への適用期間が延長

(旧) 8月27日 (金) ~ 9月12日 (日)

(新) 8月27日 (金) ~ 9月30日 (木)

適用期間	8月27日 (金) ~ 9月12日 (日)	9月13日 (月) ~ 9月30日 (木)
重点措置区域	宮崎市、日向市、 門川町	宮崎市

日向市・門川町の新規感染者数は減少する一方で、宮崎市は高止まりの状況であり、人口規模の大きい宮崎市から他圏域への感染の染み出しを防ぐため、宮崎市への区域指定を延長



9月13日時点

県独自の「緊急事態宣言」の延長について

■県独自の「緊急事態宣言」の発令期間を延長

感染再拡大（リバウンド）を防ぐためにも、県内の感染状況を十分に沈静化させるまで、引き続き、強い対策の継続が必要

【発令期間】

(旧) 8月11日(水) ~ 9月12日(日) を目途

(新) 8月11日(水) ~ 9月30日(木) を目途

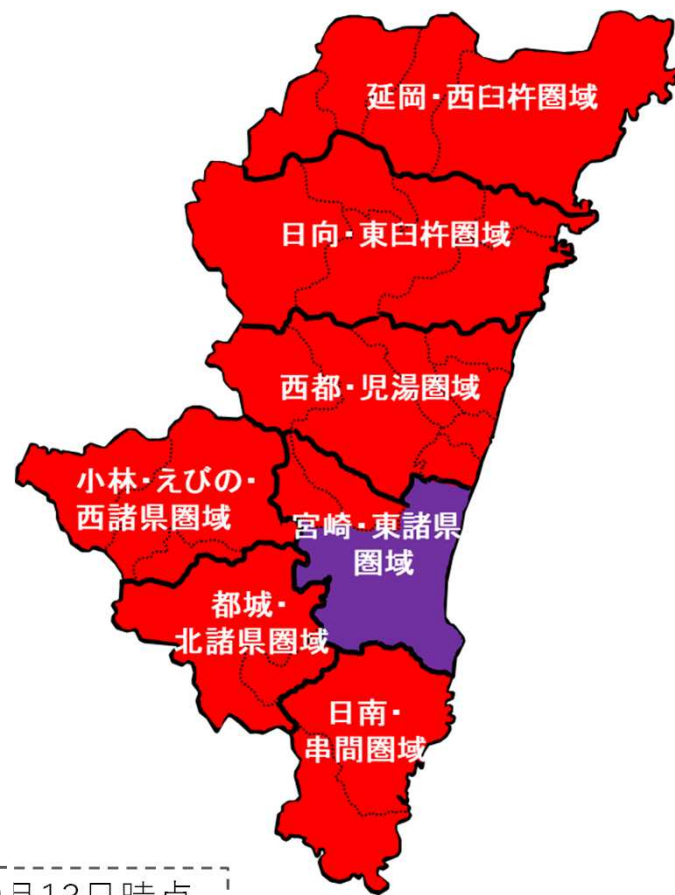
※終期は、感染状況を見極めて判断

レベル4
(緊急事態宣言)



圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例(以下を目安として、総合的に判断)	県民への要請(外出)	イベント主催者への要請	事業者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新たな感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○国基準を準用	○ガイドライン遵守
黄	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に(過去のクラスター発生施設等に注意)	○国基準を準用(状況に応じ判断)	○ガイドライン遵守
オレンジ	感染警戒区域(※) ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国基準ステージ3相当又はそのおそれがある	○感染機会に繋がる場面(会食等)の一定の制限(人数、特典等)	○国基準を準用(特に会食を伴う場面は制限)	○状況に応じ、感染機会の制限
赤	感染急増圏域 ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団(クラスター)の続発などにより、国基準ステージ4相当又はそのおそれがある	○原則、外出自粛	○国基準を準用(特に会食を伴う場面は制限)	○感染機会の制限

: 「まん延防止等重点措置」区域(宮崎市)



9月13日時点

行動要請について

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市	宮崎市以外
要請期間	9月13日(月) ~ 9月30日(木)	現在の要請を 9月30日(木)まで継続
県民への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、外出自粛 ・外出機会（回数・時間）の半減 ・20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛 ・感染対策が徹底されていない施設、時短要請に応じていない飲食店等の利用自粛 ・路上・公園等での集団飲酒等の自粛 ・原則、県外との往来自粛 ・原則、県外からの来県自粛 	
飲食店等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮 ・酒類提供を終日行わないこと ・飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備を利用しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮 ・酒類提供は19時まで
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮 ・大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等 	—
イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率50%以内かつ上限5000人以下 ・会食につながる場面の制限 ・21時までの開催時間制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率50%以内かつ上限5000人以下 ・会食につながる場面の制限
事業者等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守 ・出勤者数の7割削減に向けたテレワークの活用や休暇取得の促進 	

※日向市、門川町は、9月12日（日）までは「まん延防止等重点措置」の行動要請を継続

飲食店等への要請について

■ 県内全域への要請を9月30日（木）まで延長

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	宮崎市	宮崎市以外
要請期間	9月13日(月)～9月30日(木)	現在の要請を 9月30日(木)まで継続
酒類の提供	終日行わないこと (利用者による酒類の店内持込みを含む)	19時まで
カラオケ設備の利用	飲食が主たる業の店舗においては 終日利用しないこと	—
営業時間	20時までの営業時間短縮	

■ 時短要請協力金

		まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域		宮崎市	宮崎市以外
対象店舗		9月13日(月)～9月30日(木)の全期間 を通して時短要請に協力する店舗 ※新たに協力する店舗も対象	9月13日(月)～9月30日(木)の全期間 を通して時短要請に協力する店舗 ※新たに協力する店舗も対象
支給日額	中小企業	売上規模に応じて、1店舗1日当たり 3万円～10万円	売上規模に応じて、1店舗1日当たり 2.5万円～7.5万円
	大企業	売上高減少額に応じて、1店舗1日当たり最大20万円	

大規模集客施設等への要請について

■宮崎市への要請を9月30日（木）まで延長

■20時までの営業時間短縮（イベント開催時及び映画館は21時まで）

対象地域	宮崎市	
要請期間	9月13日(月)～9月30日(木)	
対象施設	大規模施設	テナント・出店者等
	新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設（※1）のうち多数の者が利用する施設で、床面積が1,000㎡を超える施設	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業者等（※2）

※1 新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる施設

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・集会場又は公会堂
- ・展示場
- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ・体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場 等

※2 飲食店に対する時短要請協力金の支給を受けた事業者を除く

■大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等の入場者の整理等

大規模商業施設（床面積が1,000㎡を超える百貨店等の物品販売業を営む店舗）や百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者は、人数管理・制限、誘導などにより入場者が密集することがないように取組をお願いします

大規模集客施設等への時短要請に係る協力金

営業時間短縮の要請に全期間（※1）、応じていただいた対象大規模集客施設及びテナント事業者等に対して、売場面積及び営業時間短縮の割合に応じて協力金を支給します。

	大規模集客施設	テナント等
交付対象	特措法第24条第9項に基づく時短要請に全面的に協力いただいた床面積1,000㎡超の施設(※2) 注)劇場、集会場、ホテル・旅館等は協力金の対象外	左記施設の一部を賃借するテナント等(※2)
交付額①	1,000㎡毎に20万円×時短率(※3)×時短日数 (テナント事業者等管理把握加算) テナント等数×2千円×時短率(※3)×時短日数 注)映画館については①に加えて②の取扱あり	100㎡毎に2万円×時短率(※3)×時短日数 等

	映画館運営事業者	映画配給会社
交付額②	スクリーン数×2万円×(時短で上映できなかった回数÷本来の上映回数)×時短日数	スクリーン数×2万円×(時短で上映できなかった回数÷本来の上映回数)×時短日数

(※1) 9月13日(月)～9月30日(木)の全期間を通して時短要請に協力する事業者等(新たに協力する店舗も対象)

(※2)飲食店に対する時短要請協力金の支給を受けた事業者を除く

(※3)時短率:時短した時間÷時短前(通常)の営業時間

新型コロナの影響により売上が減少した事業者への支援

①月次支援金（国）

- 主な要件 ① **まん延防止等重点措置**に伴う飲食店等の時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
② 対象となる月の売上が前年または前々年同月比で**50%以上減少**
- 支給額 （前年または前々年同月の売上）－（当該年度該当月の売上）
ただし、**上限 法人20万円/月 個人10万円/月**

すべての業種
協力金受給の飲食店等は除く。

②飲食関連事業者等支援金（県）

- 主な要件 ① 以下のいずれかに該当
 - ・ 県独自の時短要請に応じて協力金を受給した飲食店等と直接取引のある事業者
 - ・ タクシー事業者 ・ 自動車運転代行業者② 対象となる月の売上が前年または前々年同月比で**50%以上減少**、
かつ、**減収前の比較月の売上が10万円以上**であること
- 支給額 一律**10万円/月**

飲食関連事業者
月次支援金受給者は除く。

③酒類販売事業者等緊急支援金（県）

- 主な要件 ① **まん延防止等重点措置**に伴う飲食店等での酒類提供禁止要請の影響を受けている**酒類販売事業者**または**酒類製造業者**であること
② 対象となる月の売上が前年または前々年同月比で**30%以上減少**
（対象月とその前月が**2か月連続で15%以上減少**の場合を含む）
- 支給額 （前年または前々年同月の売上）－（当該年度該当月の売上）－（月次支援金）
ただし、事業者区分及び売上減少割合に応じた**上限あり**

酒類販売事業者、
酒類製造業者

④県内事業者緊急支援金（県）

- 主な要件 対象となる月の売上が前年または前々年同月比で**50%以上減少**
- 支給額 一律**10万円**

すべての業種
協力金受給の飲食店等は除く。

すべての支援金の要件を満たせば、**① + ④**、**② + ④**、**① + ③ + ④**の組み合わせで併給可能

イベントの開催制限について

■県内全域への要請を9月30日（木）まで延長

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
対象地域	<u>宮崎市</u>	<u>宮崎市以外</u>
要請期間	<u>9月13日(月) ~ 9月30日(木)</u>	<u>現在の要請を 9月30日(木)まで継続</u>
開催時間	21時までの開催時間制限	—
人数・収容率	収容率50%以内（※）かつ上限5000人以下	
その他	会食につながる場面の制限	

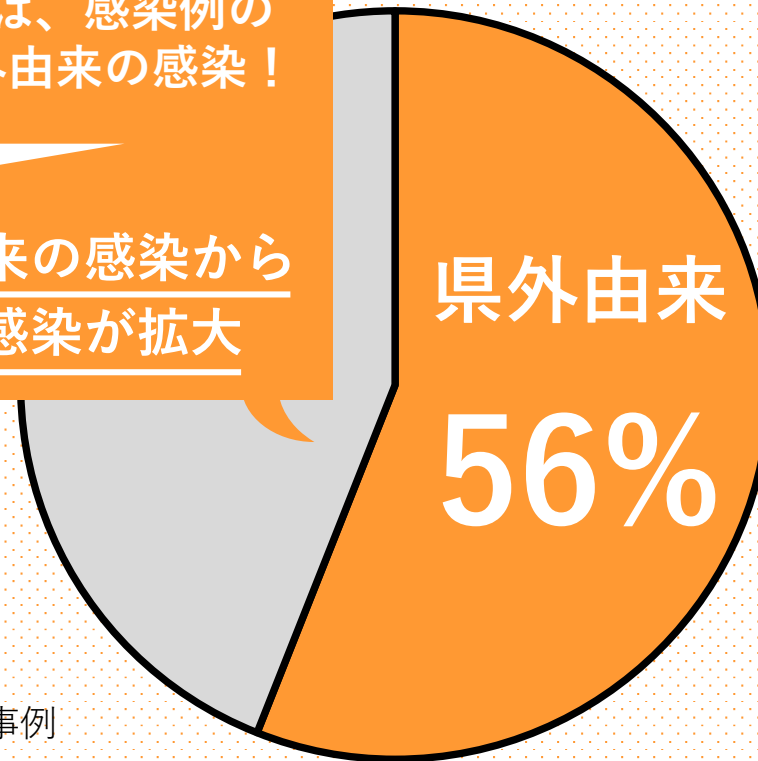
※収容定員が設定されていない場合は、十分な人との間隔（1 m）を確保

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本県において「全国的な移動を伴うイベント」や「参加者が1,000人を超えるようなイベント」を開催する場合、イベント主催者の方は、県に事前相談をお願いします

「感染が減少しているから大丈夫」「自分は大丈夫」という油断が感染を広げています

7月の4連休明けでは、感染例のうち5割以上が県外由来の感染！

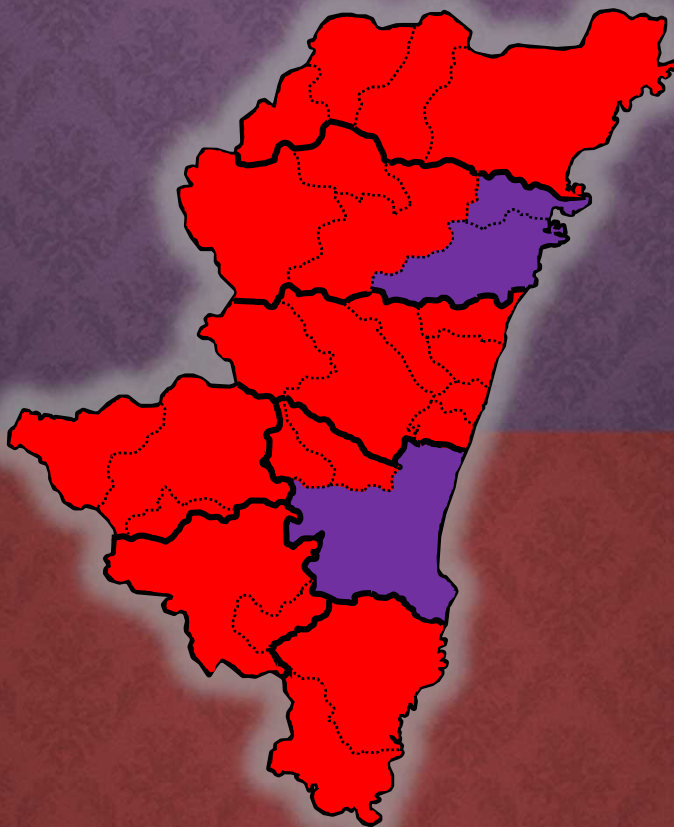
第5波は県外由来の感染から
家族や職場等に感染が拡大



※7月26日～29日の感染事例

9月の連休も、引き続き、帰省の中止・延期、原則、県外との往来自粛・県外からの来県自粛に御協力をお願いします。

「まん延防止等重点措置」



「緊急事態宣言」発令中